

定期積金規定 新旧対比表

改定後（新）	改定前（旧）
6.（給付補填金等の計算） （1）略 （2）約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ①略 ②この積金を第9条第1項により満期日前に解約をするときおよび第9条第3項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③～④略	6.（給付補填金等の計算） （1）略 （2）約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ①略 ②当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③～④略
9.（解約） <u>（1）この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> <u>（2）この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>（3）～（4）略</u>	9.（解約） <u>（1）この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>（2）～（3）略</u>
11.（成年後見人等の届出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u> （2）～（5）略	11.（成年後見人等の届出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 （2）～（5）略
14.（通知等） <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> （以下条項について条項番号を繰り下げ）	新設

<u>16.（規定の変更）</u> <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトに掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	新設
--	-----------